
個別の論稿に関する著作権その他の権利は、当該論稿の著作者に帰属しています。無断転載等、上記権利を侵害する行為や侵害のおそれのある行為は、法律により禁止されています。

講演と意見交換
「英国の裁判所における口頭審理：過去・現在・未来」
講演録

英国最高裁判所長官
ロバート・リード卿

本資料は、令和5年（2023年）11月29日に司法研修所において行われた令和5年度外国司法専門研究会での講演と意見交換「英国の裁判所における口頭審理：過去・現在・未来」における内容（講演部分につき英語原文添付）を取りまとめたものである。

ロバート・リード卿

英国最高裁判所長官

「英国の裁判所における口頭審理：過去・現在・未来」¹（2023年11月29日、司法研修所）

1. はじめに

- 1.1 英国では、クリスマスの時期になると多くの人々がチャールズ・ディケンズの中編小説である『クリスマス・キャロル』やその映画、テレビドラマ、劇場演劇を鑑賞します。『クリスマス・キャロル』は、エベネーザ・スクルージのもとを過去のクリスマス、現在のクリスマス、そして未来のクリスマスの3人の精霊が訪れる物語です。ちょうどクリスマスシーズンに差し掛かっているため、この3人の精霊を話の糸口に、過去・現在・未来という視点から本日の演題である英国裁判所の口頭審理についてお話ししたいと思います。
- 1.2 英国のコモンローの法制度では、当事者主義的手続が中心的な役割を果たしています。その基本的な考え方は、当事者双方に競合する証拠と主張を提出させ、それを比較評価することが、裁判官又は陪審にとって自分たちが扱う紛争について判断する最も効果的な方法だということです。英国では、事実審理前の準備手続の果たしている役割も重要なのですが、この評価を主に口頭弁論を通じて行います。裁判官としての私自身の経験から言うと、口頭弁論の価値は計り知れません。以下に詳しく説明しますが、英国最高裁判所では、上訴の当事者が詳細な上訴趣意書（written case）と、その根拠とする法源（つまり、コモンローの法制度における重要な法源である判例）をまとめた記録ファイルを提出します。それでも、口頭審理で弁護士の弁論を聞くまでは自分の考えを固めることはありません。実際問題として、口頭弁論を聞くまでは何一つ決まらないという理解が英国の法制度の前提です。イングランド・ウェールズ控訴院のローズ（Laws）判事がかつて述べたように、「英国の法制度において、裁判官が口頭弁論に影響されて、自分の考えを変えることは不自然なことではなく、むしろその本質なので」²。
- 1.3 日本の裁判所や法手続が英国のものとは異なるということは承知していますが、英国の口頭審理に関する私の考え方が皆さんの興味を引くものであればよいと思っております。まず口頭審理の過去から始めますが、当事者主義的な口頭審理の伝統が、どのように時間の経過に伴って形成され、それが英国の憲法及び法文化に組み込まれてきたのか、の

¹本講義の準備にあたり、私のジュディシヤル・アシスタントであるレベッカ・フライ（Rebecca Fry）には、多くの支援をしてもらいました。

² *Sengupta v Holmes* [2002] EWCA Civ 1104, para 38 per Laws LJ.

説明をしたいと思います。次に、口頭審理が今日の英国裁判所において運用されている方法と、その実務上及び憲法上の利点について概観します。講演の最後の部分では、新たなデジタル技術を導入するために進められている改革について概観し、人工知能、つまり「AI」が今後、口頭審理に与える得る幾つかの影響について検討します。

2. 過去の口頭審理

2.1 英国の口頭審理の伝統には長い歴史があります。現在知られている中でも最古の判断機関の一つとして、「人民集会 (moot/folk assembly)」、つまり役人を議長にして地域の問題について住民が議論する野外集会があります³。こうした住民集会は、厳密な意味での法廷ではなかったものの、幅広い問題について判断を下すために召集され、それには財産紛争や、地域の住民が他の住民に対し犯した不正行為の申立ても含まれていました。当事者のみ知り得る事実が紛争の争点となった場合、被告がその問題を宣誓により「証明」する、つまり、聖書に手を置き、自分の主張が真実であると神に誓う必要がありました。比較的軽い事件であれば、被告の支持者、つまり「雪冤宣誓者 (compurgator)」が被告に対する告発を否認する宣誓を行うことによって、本人の宣誓を裏付けることが可能でした⁴。ただし、より深刻な事件や、被告の信頼性に特に疑いがある事件の場合には、「神判 (ordeal)」として知られる身体的試練をくぐることで被告の宣誓を裏付けなければならないケースもありました。神判は、地元の聖職者の立ち合いのもとで実施され、一般に火神判又は水神判などが行われていました⁵。例えば、熱した鉄を握ったり、熱湯の中から石を取り出したりするよう被告に求める場合もありました。その上で、被告の手を縛り、数日後に見分するというものです。火傷が治っていなければ、神が被告に不利な判断を下したとみなされました。したがって、その問題は神威によって解決されたとみなされるため、人間の裁判官を必要としませんでした。

2.2 11世紀にノルマン人がイングランドにやって来ると、それとともに行政機関による強制的事実調査 (inquest) の手続が持ち込まれました⁶。これは、「隣人として、真相を知り、真実を語る可能性が最も高い人々を公権力によりまとめて召喚し、宣誓して質問に答えるよう求めることで、事実を確認する」手続でした⁷。現代の陪審制度の元になったと言

³ Sir John Baker, *An Introduction to English Legal History* (5th edn, Oxford University Press 2019), pp. 6-8及び H L Ho, “The Legitimacy of Medieval Proof” (2003) 19 *Journal of Law & Religion* 259.

⁴ Sir John Baker, *ibid.*, p. 7. また、Theodore F T Plucknett, *A Concise History of the Common Law* (5th edn, Little Brown 1956), pp. 115-116も参照。

⁵ Sir John Baker, *ibid.* 詳しくは、Paul R Hyams, “Trial by Ordeal: The Key to Proof in the Early Common Law” (1981) in Morris, Green, Scully and White eds, *On the Laws and Customs of England - Essays in Honor of Samuel E. Thorne* (UNC Press 1981)及び Margaret H Kerr, Richard D Forsyth and Michael J Pyley, “Hot Water and Cold Iron: Trial by Ordeal in England” (1992) 22:4 *Journal of Interdisciplinary History* 573を参照。

⁶ 記 Sir John Baker, note 3, p. 79, the inquest had roots in Scandinavia and in the old Carolingian empire.

⁷ James B Thayer, “The Older Modes of Trial” (1891) 5:2 *Harvard Law Review* 45 at 45.

われています⁸。強制的事実調査は当初、国王にとって関心のある情報を明らかにするために用いられました。その最も初期の事例の一つが、イングランドの土地所有状況に関する最初の包括的な調査⁹でした。これにより増税が可能になり、国王によるイングランドの管理と統治が強化されました。しかし、強制的事実調査は当初、臣民間の紛争を解決するためのものではありませんでした。むしろ、紛争の際の証明は、強制的事実調査の代わりに、アングロサクソン式の雪冤宣誓や神判、さもないとノルマン式の慣例である決闘裁判によって証明されることとなっていました。決闘裁判においては、当事者（又はその代表者）は、勝者が有利な判断を得るという統制下での決闘を行っていました¹⁰。神は、決闘の結果に介入し、必要があれば、無実の当事者に力を貸すはずだと一般に信じられていました¹¹。

2.3 ヘンリー2世が一定の財産事件について一般大衆でも強制的事実調査による審理を利用できるようにする一連の法令を制定すると、こうした状況が変わり始めました。例えば、1176年のノーサンプトン命令（Assize of Northampton of 1176）は、奪われたと原告が主張する土地を回復するための訴訟を審理する権限を持つ巡回裁判ないし法廷を設立しました¹²。この段階の巡回裁判は、紛争の争点事実を発見し、宣言するために召喚された12名の自由民からなる陪審形式によるものでした¹³。

2.4 陪審が刑事裁判にも利用されるようになったのは、それからおよそ45年後の1220年のことでした。聖職者が神判による裁判に参加するのを教会が1215年に禁止し、それにより神判手続が事実上廃止された結果として、導入されたものでした¹⁴。神判手続が廃止されたため、ヘンリー3世は、刑事裁判における新たな証明手段を見つけるよう判事たちに指示しました。そして、判事たちは、その年のうちに陪審による審理を行うことで合意しました¹⁵。陪審は、被疑犯罪が行われたとされる地域から選ばれた自由民である男性12名で構成されました。これらの陪審員に期待されていた役割は、法廷に提出された証拠だけでなく、その問題に関する自身の知識に基づき、審理対象となっている事実に関する申立ての真実性を判断することでした¹⁶。陪審による審理は「すぐに標準となりました。安上がりかつ効果的であり、一般の人々を司法制度の主役に据えるという点で画

⁸ James B Thayer, *ibid.*

⁹ 上記Sir John Baker, note 3, p. 80。また、上記Theodore F T Plucknett, note 4, p. 111も参照。

¹⁰ 上記Theodore F T Plucknett, note 4, pp. 116-118。

¹¹ 上記H L Ho, note 3 at 261を参照。

¹² 上記Theodore F T Plucknett, note 4, p. 111。

¹³ 上記Sir John Baker, note 3, p. 80。

¹⁴ この決定を下したのは第四ラテラノ公会議だった。Sir John Baker, *ibid.*, Harry Potter, *Law, Liberty and the Constitution: A Brief History of the Common Law* (Boydell Press 2015), p. 77及びTom Bingham, *The Rule of Law* (Allen Lane, 2010), p. 15を参照。

¹⁵ Harry Potter, *ibid.*, p. 79で引用されているEDH III, p. 430f。

¹⁶ 上記Sir John Baker, note 3, p. 82。

期的なものだったのです」¹⁷。

2.5 事実問題を決定する手段としての陪審制度は、その後何世紀にもわたって発展し、時の経過によって、「事実問題は陪審により審理されるべきであり、裁判官は事実問題に介入すべきではないという憲法上の原則」となりました¹⁸。実際、米国では、陪審による審理を受ける権利が憲法に明記されています¹⁹。イングランド及びウェールズでは、陪審による審理が刑事事件と民事事件の両方における標準的な手続となりました²⁰。ただし、19世紀には、民事事件では陪審の利用は減り始めました²¹。これは、1846年に陪審によらない裁判手続が郡裁判所（County Courts）に導入されて成功を収め、10年も経たないうちに上級裁判所（Superior Courts）にも普及したからです²²。今日では、イングランドにおける民事事件の圧倒的多数が、自ら事実認定を行い、関連する法律を適用することを職責とする裁判官によって審理されています²³。しかし、最も軽微なものを除くすべての刑事犯罪を扱っている刑事法院（Crown Courts）では、12名の国民で構成される陪審が引き続き刑事事件を審理しています。

2.6 そこで口頭弁論の話に戻ります。中世のイングランドで読み書きができた人は全人口のごく一部でした²⁴。さらに、印刷機が登場する15世紀まで、書籍その他の文書を入手す

¹⁷ 上記Harry Potter, note 14, p. 79。一般人の誰もが陪審員になれるわけではなかった。例えば、女性は、1919年性差別廃止法（Sex Disqualification (Removal) Act 1919）により陪審に参加するのを阻む壁が取り除かれる1920年まで、陪審員になることはできなかった。1972年刑事司法法（Criminal Justice Act 1972）により1970年代に選挙人名簿が陪審員資格の基礎とされるようになったが、それまでは、男性も女性も陪審員を務めるには一定の財産資格を満たさなければならなかった。詳細は、Anne Logan, “‘Building a New and Better Order?’ Women and Jury Service in England and Wales, c. 1920-70” (2013) 22 Women’s History Review 701を参照。

¹⁸ 上記Sir John Baker, note 3, p. 83。また、Sir Patrick Devlin, *Trial by Jury* (Stevens & Sons Ltd 1956), p. 164: 「陪審による審理は司法手続における一手段以上のものであり、憲法の柱の一つ以上のものである。すなわち、陪審による審理は、まだ『自由』が存在することを示す灯なのである」も参照。

¹⁹ 合衆国憲法3章2条では、「弾劾事件を除き、全ての犯罪の裁判は、陪審によって行われなければならない」と規定する。合衆国憲法の修正第6条（1791年）でも刑事訴訟において陪審による審理を受ける権利を規定する一方、合衆国憲法の修正第7条（1791年）では、訴額が20ドルを超えるコモンロー上の訴訟において陪審による審理を受ける権利を保障している。

²⁰ 衡平法裁判所については陪審による審理を受ける権利が認められていなかった点に注意したい。スコットランドにおける陪審制度の形成については、Ian Douglas Willock, *The Origins and Development of the Jury in Scotland* (The Stair Society, 1966) を参照。

²¹ Conor Hanly, “The Decline of Civil Jury Trial in Nineteenth-Century England” (2005) 26 Journal of Legal History 253を参照。

²² Conor Hanlyが説明するように、「1846年郡裁判所法（The County Courts Act of 1846）は、訴額が20ポンドまでの人的及び契約上の訴訟原因による事件の管轄を地元の裁判所に認める制度を慣例化し、郡裁判所の扱う民事訴訟における陪審による審理を選択制とした。原告の大半が裁判官による審理を選択したが、このことは、民事訴訟における陪審をめぐる論議に大きな影響を与え、1854年コモンロー訴訟手続法（Common Law Procedure Act 1854）の制定へと至った。同法により、上級裁判所でも陪審による審理が選択制となり、イングランドの民事訴訟において陪審による審理が最終的に廃止される下地が用意された」。Conor Hanly, *ibid* at 255を参照。

²³ 1981年上級裁判所法（Senior Courts Act 1981）第69条は、詐欺（fraud）、悪意訴迫（malicious prosecution）、又は不法監禁（false imprisonment）に関わる民事事件において陪審による審理を受ける権利を当然の権利として保障している。

²⁴ 1475年の英国において読み書きができる15歳以上の人口はわずか5%だった。Max Roser and Esteban Ortiz-Ospina, “Literacy” (2016) (OurWorldInData.org: [Literacy - Our World in Data](https://ourworldindata.org/literacy)においてオンラインで公開されている）を参照。

ることは容易ではありませんでした²⁵。そのため、朗読ないし上演される文章に耳を傾けるという「聴取」の根強い伝統が存在したのです²⁶。中世の裁判所において、訴訟手続が同様の方法で進められたことは驚くにあたりません。被告は本人又はその代理人が法廷に呼び出され、そして原告が要求や訴えを述べます。「[原告による]冒頭陳述は『count』と呼ばれた。これは、『物語』を意味するフランス語（ラテン語なら『narration』）である。その主なねらいは、召喚令状（writ）に概説されている内容を敷衍し、訴訟原因の根拠とする事実の詳細を明らかにすることであった」²⁷。13世紀半ば頃には職業的な代弁人（counter又はnarrator）が登場し²⁸、そこから、口頭審理で依頼人に代わって弁論を行う職業弁護士で構成される専門的な法曹団（Bar）が形成され始めました²⁹。

3. 現在の口頭審理

- 3.1 口頭審理は今日、英国の司法制度の根幹をなし、「紛争が解決に向かうための決定的な局面として重要であるだけでなく、コモンローの法制度にとって極めて重要な判例を形成する手段としても重要」です³⁰。多くの小説や映画では、一方の当事者の主張が予期せぬ形で破綻し、真実が露呈する最も劇的な場面として、事実審理が描かれています³¹。しかしながら、現実には、弁護士は、事実審理前の段階で事件を解決しようとするか、少なくとも争点を絞り込もうとすることにその時間の大半を費やしています。
- 3.2 イングランド及びウェールズにおける民事裁判は、「CPR」として知られる詳細な民事訴訟規則（Civil Procedure Rules）に従って進められています。このCPRのねらいは、あくまでも裁判所が公正かつ相応のコストで事件を処理できるようにすることです³²。CPRは³³、民事司法制度の包括的な見直しを行った際にウルフ（Woolf）卿が行った勧告を実現するため、1999年に導入されました³⁴。ここまで説明してきたように、当事者主義の手続は英国法制度の基本的な特徴の一つです。しかしながら、ウルフ卿は、それにより形成された当事者主義の法文化が「費用、遅延、妥協、公正さの問題の優先度を軽視しかね

²⁵ [Printing press | Invention, Definition, History, Gutenberg, & Facts | Britannica](https://www.britannica.com/technology/printing-press)
<https://www.britannica.com/technology/printing-press>

²⁶ Joyce Coleman, “Audience” in Marion Turner (ed), *A Handbook of Middle English Studies* (Wiley 2013), p. 157.

²⁷ 上記Sir John Baker, note 3, p. 83.

²⁸ Sir John Baker, *ibid.* 上記Harry Potter, note 1, p. 85も参照。

²⁹ イングランド及びウェールズにおける法曹団の形成に関する詳細な歴史は、J H Baker, “Counsellors and Barristers: An Historical Study” (1969) 27 Cambridge Law Journal 205を参照。

³⁰ S H Bailey, J P L Ching and N W Taylor, *Smith, Bailey & Gumm on The Modern English Legal System* (5th edn, Sweet & Maxwell 2007), p. 933.

³¹ 小説における裁判の名場面については、[John Mullan's 10 of the best: trials | Books | The Guardian](https://www.theguardian.com/books/2012/apr/27/john-mullan-10-best-trials)に掲載された秀逸なリストを参照。<https://www.theguardian.com/books/2012/apr/27/john-mullan-10-best-trials>

³² CPR規則1.1、[PART 1 - OVERRIDING OBJECTIVE - Civil Procedure Rules \(justice.gov.uk\)](https://www.justice.gov.uk/civil-procedure-rules)で確認できる。

³³ 民事訴訟規則1998 SI 1998/3132。

³⁴ Lord Woolf, Access to Justice: Final Report to the Lord Chancellor on the Civil Justice System in England and Wales (1996).

3.3 高等法院で扱う典型的な請求では、事件にもよりますが、訴状の提出日から事実審理までに12～18か月の期間を要します³⁷。事実審理前の日程の多くは、弁論準備手続（**case management conference**）³⁸で設定されています。この手続は、裁判所が事実審理前に紛争の争点を最適な形で絞り込む方法を検討し、適切に指示するために利用している短時間の審理です。事実審理に至る最も重要な段階の一つが証拠開示です³⁹。この段階で、各当事者は、訴訟で提起された争点に関連する可能性のあるあらゆる文書（電子メール及びその他の電子文書を含む）を他の当事者に開示する必要があります。当事者が自己の主張の根拠としたい文書だけでなく、自己の主張を損ないかねない文書もこれらの文書に含まれます。文書を開示した当事者は、次に、法的に秘密保持特権が与えられているなどの理由により開示文書の閲覧を保留できる場合を除き、原本の閲覧を許可するか、その写しを相手方に提供しなければなりません⁴⁰。このような方法で、当事者は、事実

³⁶ CPR規則1.4 ([PART 1 - OVERRIDING OBJECTIVE - Civil Procedure Rules \(justice.gov.uk\)](https://www.justice.gov.uk/courts/procedure-rules/civil/rules/part03))で確認できる)及びPart 3 ([PART 3 - THE COURT'S CASE MANAGEMENT POWERS - Civil Procedure Rules \(justice.gov.uk\)](https://www.justice.gov.uk/courts/procedure-rules/civil/rules/part03))で確認できる)を参照。 <https://www.justice.gov.uk/courts/procedure-rules/civil/rules/part03><https://www.justice.gov.uk/courts/procedure-rules/civil/rules/part03>

³⁸ マルチトラック手続に指定された請求における弁論準備手続は、CPR規則29 ([PART 29 - THE MULTI-TRACK - Civil Procedure Rules \(justice.gov.uk\)](#))で確認できる)により規律される。また、(通常は高等法院ではなく郡裁判所で決定される)マルチトラック/ファストトラック手続を利用した請求でも弁論準備手続を利用する場合がある。

⁴⁰ CPR規則31.3 ([PART 31 - DISCLOSURE AND INSPECTION OF DOCUMENTS - Civil Procedure Rules \(justice.gov.uk\)](https://www.justice.gov.uk/courts/procedure-rules/civil/rules/part31)で確認できる)を参照。<https://www.justice.gov.uk/courts/procedure-rules/civil/rules/part31>

んどです。実際、準備が不十分な記録ファイルを提出した場合、費用負担の制裁を受けることがあります。例えば、最近の訴訟ですが、裁判官が、2名のバリスタ（法廷弁護士）に対し、記録ファイルを作成する際の彼らのソリシタの不備を理由に、2万ポンドの訴訟費用の支払いを命じました⁴⁷。デジタル技術の進歩により文書を作成し、複製するのがますます容易になっており、それにより、裁判官が受け取る記録ファイルの分量がますます膨らむリスクが生じています⁴⁸。その結果、最高裁判所は、「記録ファイルの作成に関与する者」に対し、「その内容を合理的な範囲内に収めることに全面的責任を負い、自制する」よう求めました⁴⁹。

- 3.6 また、上訴審でも書面による資料の記録ファイルが提出されます。例えば、当事者は、合意された事実及び争点記載書（**Statement of Facts and Issues**）を最高裁判所に提出します。それには、関連する事実の中立的な要約と上訴審で提起された争点が記載されます。また、当事者は、原審の判決と命令を含む附属書、最大50ページの上訴趣意書及び自分たちが根拠とする法源を含む記録ファイルも提出します⁵⁰。新型コロナウイルス禍以降、これらの書類は全て最高裁判所の受付に電子的に提出されるようになりました⁵¹。書面の電子提出は現在、電子メール又はMicrosoft SharePoint（Webベースの文書保存及び共同作業プラットフォーム）にアップロードすることで行っています。しかしながら、最高裁判所は現在、新たな「デジタル・サービス・ポータル」を開発しています。これにより、利用者は、書類を電子的に提出し、電子決済を行い、自分の訴訟の現状に関する詳細にアクセスし、自らの申立ての進捗状況を追跡できるようになります⁵²。一部の下級

rules/family/practice_directions/pd_part_27ahttps://www.justice.gov.uk/courts/procedure-rules/family/practice_directions/pd_part_27a

⁴⁷ *Bailey v Stonewall and others* ET/2202172/2022 (5 July 2023)。労働審判所のGoodman判事は、この事件でGarden Court Chambers及び同社を代理して提訴した勅選弁護士2名に2万ポンドの訴訟費用の支払いを命じた。

⁴⁸ 例えば、*White Winston Select Asset Funds LLC v Mahon* [2019] EWHC 1381 (Ch) を参照。高等法院は、この事件の際に8,000ページを超える時系列順の記録ファイルを含む、35の階層レベルのアーカイブファイルで構成される事実審理用の記録ファイルを受け取った。当事者が事実審理中に参照したのは、時系列順に並べた記録ファイル8,000ページ中のおよそ200～250ページと、他のファイル中のわずか200ページに過ぎなかった。したがって、提出された資料の大半が不必要であり、裁判官は、「当事者がこのように膨大な記録ファイルを提出した理由が全く理解できない」と述べた。裁判官は、続けて、記録ファイルを作成する際に弁護士が「それまでに提出された全ての資料の総量から削る」アプローチではなく、「記録ファイルを一から構築する」アプローチを採り、それにより、選択し、バンドルに含める全ての文書が、裁判所に提出する争点と密接に関連し、裁判官が判断を下すのに役立つよう確保すべきだと説明した。Simon Barker判事（QC）の判決第44項。

⁴⁹ *Poshteh v Royal Borough of Kensington and Chelsea* [2017] UKSC 36, para 47 per Lord Carnwath.

⁵⁰ 2009年最高裁判所規則、規則22から24（[Microsoft Word - uksi_20091603_en.doc \(supremecourt.uk\)](https://www.supremecourt.uk/docs/uksc_rules_2009.pdf)で確認できる）を参照。また、英国最高裁判所実施細則5及び6（[Papers for the appeal hearing | Practice direction 5 - The Supreme Court](#)及び[The appeal hearing | Practice direction 6 - The Supreme Court](#)で確認できる）も参照。

⁵¹ 英国最高裁判所実施細則14：[Filing Documents in the Registry of The Supreme Court by electronic means | Practice direction 14 - The Supreme Court](#)及びPractice Note (March 2022): [Practice Note March 2022 \(supremecourt.uk\)](#)。

⁵²

https://www.supremecourt.uk/docs/uksc_rules_2009.pdfhttps://www.supremecourt.uk/docs/uksc_rules_2009.pdf<https://www.supremecourt.uk/procedures/practice-direction-05.html><https://www.supremecourt.uk/procedures/practice-direction-06.html><https://www.supremecourt.uk/procedures/practice-direction-14.html><https://www.supremecourt.uk/docs/new-practice-note-march-2022.pdf><https://www.supremecourt.uk/docs/new-practice-note-march-2022.pdf>[Supreme Court launches the next phase of its ambitious Change Programme - The Supreme Court](#)<https://www.supremecourt.uk/news/stories/supreme-court->

裁判所では、この類のデジタル書面提出システムを既に利用しています⁵³。

- 3.7 一般に裁判所は提出された書面資料に大きな価値を見出していますが、口頭審理が引き続き主役である点は変わりません。第一審における民事の事実審理は、一般に1名の裁判官の前で口頭で行われます⁵⁴。事実審理は通常、次の流れで進められます。まず、原告代理人が冒頭陳述を行い、その中で、提出された証拠を参照しながら請求の概要を説明します。合意された診断書又は鑑定書、その他の証拠文書が存在する場合には、通常、裁判官が事前に不要だと指摘した場合を除いて証拠として提出します。その後、原告代理人が、原告側の証人を順次呼び出します。証人は身元を明かし、事実審理前に提出された証人陳述書の正確さを確認するよう求められます。原告代理人による尋問が許可されるケースはほとんどありません。知られているように、一般に証人陳述書が主たる証拠として採用されています⁵⁵。相手側代理人は、各証人に対する反対尋問を行うことができ、その証言を検証するため、また弱点が存在する場合にはそれを明らかにするために証人に質問します。その後、被告側の証人も呼び出され、同様に反対尋問が行われます。裁判官が自ら証拠調査を行うことはないものの、事実審理中に代理人や証人に質問する場合があります。最後に、被告代理人、原告代理人の順に、証拠と適用法に関する主張について説明する最終弁論を行います。裁判官が審理の終了時に口頭で（「即時（*ex tempore*）」に）判決を下すケースもありますが、判決を保留し、後日書面で判決をする方が一般的です。
- 3.8 高等法院では、事案の複雑さに応じて、事実審理に1～2日から1か月以上要する場合があります。上訴審では、事実関係が事実審理で確定しており、法律問題がより焦点となるため、審理に要する期間が一般に短くなります。最高裁判所における大半の審理が1日又は2日で終わるものの、特に複雑な事件では審理にさらに長い期間を要する場合があります。一般論として、英国における口頭審理は短くなっている傾向にあります。口頭審理に要する平均的な期間が、40年前の貴族院で3～4日だったのに対し、現在の最高裁判所では約1日半になっています⁵⁶。弁護士は、事前に合意された厳格な制限時間内に弁論を尽くす必要があります。他のコモンロー諸国の中には、英国ほど口頭審理に時間をかけない国々も存在します。例えば、米国の連邦最高裁判所では、通常、各当事者が、わずか30分で弁論を尽くさなければなりません⁵⁷。

launches-next-phase-of-change-programme.html

⁵³ 高等法院と上級審判所：[HMCTS E-Filing service for citizens and professionals - GOV.UK \(www.gov.uk\)](https://www.gov.uk/government/services/hmcts-e-filing-service-for-citizens-and-professionals)。

⁵⁴ 上述のように、限られた状況では、依然として陪審による審理が利用されている。

⁵⁵ CPR規則32.5(2)：「前項に基づき口頭による証拠を提出するために証人が呼び出された場合、裁判所が別段の命令をしない限り、証人の陳述が主たる証拠となる」。PART 32 - EVIDENCE - Civil Procedure Rules ([justice.gov.uk](https://www.justice.gov.uk/courts/procedure-rules/civil/rules/part32))で確認できる。<https://www.justice.gov.uk/courts/procedure-rules/civil/rules/part32>

⁵⁶ Alan Paterson, *Final Judgment: The Last Law Lords and the Supreme Court* (Hart, 2013), p. 39.

⁵⁷ 米国の連邦最高裁判所規則、規則28(3)：[Rule 28. Oral Argument | Supreme Court Rules | US Law | LJI / Legal](https://www.uscourts.gov/rule-28-oral-argument-supreme-court-rules-us-law-lji-legal)

3.9 既に説明したように、事実審理前段階で膨大な量の書面資料が裁判所に提出されます。現在、ほぼ全ての民事事件が、一般人からなる陪審ではなく、法律に関する長年の経験を有し、文書を読み、分析することに長けている職業裁判官により判断されています。では、英国ではなぜ、現在も口頭審理を利用しているのでしょうか。実のところ、一定の種類の申請についてはもう口頭審理を行っていません。例えば、最高裁判所への上訴許可申請の大半が現在、口頭審理を経ることなく書面で決定されています。最高裁判所に上訴する一般的な権利というものは存在しません。したがって、上訴したい当事者は、上訴許可を最高裁判所に申請しなければならず、一般的に公共性のある重要な見込みのある法律上の論点を提起する事件についてのみ上訴が許可されます⁵⁸。最高裁判所の前身である貴族院の上訴委員会（Appellate Committee）では、上訴の許可申請の多くが口頭審理で検討されていました。しかしながら、主に多大な時間と費用がかかるという理由で、時間の経過に伴って上訴の許可申請の口頭審理が段階的に廃止されました⁵⁹。2005年には、上訴許可申請の98%以上が書面で審理されました⁶⁰。最高裁判所でもこうした慣例が継続されています。最高裁判所には上訴許可申請を短時間の口頭審理に付託する権限を保持しているものの、この権限が行使されるケースはほとんどありません⁶¹。

3.10 ただし、事実審理の場合と、実質的な上訴審理の場合には、口頭弁論と口頭での証拠調べがかなり有益だと考えられています。実践上の最も重要な利点の一つですが、口頭審理なら、書面による弁論よりも、裁判官と弁護士との間ではるかに柔軟なやり取りと対話が可能です。口頭審理は、裁判官にとって、関連する事実と法律を検証し、恐らくは最も重要なポイントとして、弁護士に質問することで、事件の当事者にとって最も重要な問題についてより明確に理解する機会となります。有能な弁護士であれば、既に上訴趣意書で主張した要点を単に繰り返すことはありません。そうした弁護士は主張をさらに敷衍して、相手側代理人により指摘された論点に答え、裁判官によって提起された質問に対処することに務めます。勅撰弁護士（KC: King's Counsel）のパニック（Pannick）卿は、英国を代表する弁護士の一人として次のように指摘しています。

「代理人弁護士は、質問というものが、裁判所の関心や懸念を知り、それに対処する機会となることを認識すべきである。（中略）その問題が裁判官にとつ

[Information Institute \(cornell.edu\)](http://www.ii.cornell.edu)で確認できる。

⁵⁸ 最高裁判所実施細則3.3.3、[Applications for permission to appeal | Practice direction 3 - The Supreme Court](#)で確認できる。

⁵⁹ Brice Dickson, “The Processing of Appeals in the House of Lords” (2007) 123 Law Quarterly Review 571 at 581.

⁶⁰ Ibid at 582. 2005年に上訴申請が口頭で許可された事例は4件、提出された申請の1.5%にとどまる。近年では、一般に1年に1件あるかないかである。

⁶¹ 最高裁判所実施細則3.3.12から3.3.16、[Applications for permission to appeal | Practice direction 3 - The Supreme Court](#)で確認できる。

て重要なのであれば、弁護士にとっても重要なはずである。」⁶²。

- 3.11 仮釈放委員会（Parole Board）が、仮釈放後に刑務所に再収監された受刑者の再釈放勧告の是非を決定する際に、口頭審理を行うことが求められる範囲について、貴族院は、上訴審で、口頭審理の幾つかの利点を検討しています⁶³。貴族院の法律貴族（Law Lord）は、その判決意見の中で、口頭審理により判断の質を高めることができると明記しています。貴族院の上訴委員会の多数が同意したビンガム（Bingham）卿の判決意見は次のように述べています。

「結論を左右しかねない事実が争われている場合に公正な判断を下すために口頭審理が必要であることはもちろんのことであるが、公正な判断を下すのに口頭審理が寄与するケースはそれだけではない」⁶⁴。

ビンガム卿は続けて、「裁判官がどの点に頭を悩ませているのかを知らずして、弁論を効果的に行うのはしばしば極めて難しいだろう」と述べています⁶⁵。同様に、スリン（Slynn）卿も、「書面による弁論のみで検討した場合、本当に重要なポイントが十分に理解されないままに判断を下す」リスクを認識していました⁶⁶。ホープ（Hope）卿は、「口頭審理がほとんど行われないような制度であれば、思い込みで事件が処理されるリスクが生ずる。受刑者が自己の見解を述べる機会が否定された場合、個人としての受刑者の立場が軽視されかねない」と付け加えています⁶⁷。

- 3.12 この最後の点は重要です。やはり仮釈放委員会に関係する最近の事件⁶⁸で、私は、裁判所や他の判断者が正しい判断を下す可能性を高めることだけが口頭審理の目的ではないと説明しました。口頭審理には他に少なくとも二つの利点があります。一つ目の利点は手続の公正さに関するものです⁶⁹。司法には、裁判官の決定により権利が大幅に損なわれる者を十分に尊重するための手続が必要です。私が判決文で述べたように、「この尊重には、下される決定に関して主張したい重要なことがある限り、決定が下される手続に参加するのをその者に認めることが含まれ」ます⁷⁰。公正な手続の当然の側面として口頭審理を認めている文化において、口頭審理を行うことは、訴訟当事者を尊重していることを裁判所が示すための方法の一つです。口頭審理は、訴訟当事者にとって自己の

⁶² Lord David Pannick KC, *Advocacy* (Cambridge University Press, 2023), pp. 31-32.

⁶³ *R (West) v Parole Board* [2005] UKHL 1.

⁶⁴ *Ibid.*, para 31 per Lord Bingham of Cornhill.

⁶⁵ *Ibid.*, para 35 per Lord Bingham of Cornhill.

⁶⁶ *Ibid.*, para 48 per Lord Slynn of Hadley.

⁶⁷ *Ibid.*, para 66 per Lord Hope of Craighead.

⁶⁸ *Osborn v The Parole Board* [2013] UKSC 61.

⁶⁹ 英国における手続上の公正さは、コモンローと、1998年人権法により国内法として施行された欧州人権条約第6条の両方によって保護されている。

⁷⁰ 上記 *Osborn*, note 68, para 68 per Lord Reed.

主張を裁判官に説明する機会を与え、それにより「裁判の結果に影響を及ぼすことが不可能な立場に置かれたために司法手続の当事者が憤りの感情を抱くこと」を防ぐ機会となっています⁷¹。

3.13 これに密接に関連するものですが、二つ目の利点は、法の支配に関するものです。法の支配が遵守されているといえるために何が必要であるのかをめぐって多くの議論が存在しますが⁷²、その柱の一つは、法律がアクセス可能であり、オープンかつ一貫性のある形で運用されているという要件です⁷³。口頭審理は一般に公開で行われるため、これらの要件を満たす一助になります。これにも一定の例外があります。というのも、正義が実現されるのを確認し、その作用を理解する権利と、他の競合する利益との均衡を図らなければならない場合があるからです⁷⁴。しかし、希望する誰もが裁判所の審理を傍聴することができ、報道機関が自由に報道することができる事件が大半です⁷⁵。実際に、最高裁判所や控訴院の口頭審理も、オンラインでライブ配信されており、また、後日 YouTube⁷⁶で公開されているため、市民も都合のよい時間に視聴できます。また、最高裁判所は、判決の言渡しをライブ配信しており、その際に法廷意見（lead judgment）を書いた裁判官が裁判所の判決についてわかりやすい表現を使って口頭で簡潔に説明しています。昨会計年度中、47万人の視聴者が最高裁判所の審理と判決をライブ及びオンデマンドで視聴しており、その映像が、メディアにより、テレビや新聞のウェブサイトを通じて日常的に使われています⁷⁷。

3.14 最高裁判所は、そうした工夫により、裁判所とその業務に対するアクセスのしやすさと国民の理解が促進されることを願っています。また、こうした工夫は、司法の濫用を防ぎ、司法手続に対する国民の信頼を守る助けにもなっています。匿名命令に関する上訴事件の判決で私が説明したように、「社会は、法の支配の番人としての役割を裁判所に期待しています（中略）。しかし、その番人を誰が監視すればよいのでしょうか。公権力の行使が統治される国民の同意に依拠している民主主義では、裁判所を国民の監視の目にさらすことがその答えになるはずです」⁷⁸。裁判官が法律を適用し、運用するだけでなく、自らの判断を通じて法律を発展させる英国のようなコモンローの法制度では、この点が特に重要です。

⁷¹ *Secretary of State for the Home Department v AF* [2009] UKHL 28 at para 63 per Lord Phillips of Worth Matravers.

⁷² Brian Tamanaha, *On the Rule of Law: History, Politics, Theory* (Cambridge University Press, 2004), pp. 3-4及び上記Tom Bingham, note 14, p. 5 and Ch 3を参照。

⁷³ Lon Fuller, *The Morality of Law* (Yale University Press, 1969), Ch 2及び上記Tom Bingham, note 14, p. 8

⁷⁴ 例えば、家庭裁判所における審理は通常、非公開で行われる。詳しくは、*A v British Broadcasting Corporation* [2014] UKSC 25, paras 27-41 per Lord Reedを参照。

⁷⁵ *Khuja v Times Newspapers Limited* [2017] UKSC 49, para 12 per Lord Sumption.

⁷⁶ [UK Supreme Court - YouTube](#)及び[Court of Appeal - Civil Division - Court 71 - YouTube](#)を参照。

⁷⁷ [The Supreme Court and Judicial Committee of the Privy Council – Annual Report and Accounts 2022–2023](#)

⁷⁸ 上記*A v British Broadcasting Corporation*, note 74, para 23 per Lord Reed

4. 未来の口頭審理

- 4.1 『クリスマス・キャロル』の最初の2人の精霊とは異なり、未来のクリスマスの精霊は、未来の謎と不可知性を反映する形で言葉を発しない影のような存在として描かれています。未来について知ることはできないものの、新たなデジタル技術やAIの進歩を踏まえ、口頭審理を開く英国の運用が今後どうなっていくのかをできる限り予測してみたいと思います。リチャード・サスキンド (Richard Susskind) が述べたように、まだ発明されていない技術を予測することは無理なため、「未来を詳細に知ることはできないにしろ、その大まかなコースの予測」に努めることは少なくとも可能です⁷⁹。
- 4.2 実際、既にもうデジタル技術を導入する動きが見られます。最高裁判所や英国の他の多くの裁判所では、新型コロナウイルス禍によるロックダウンの結果、デジタル技術の利用が急拡大しました⁸⁰。ロックダウンにより、対面での審理からオンラインでの審理へ、紙ファイルから電子ファイルへ、また書籍から電子図書資料を使う方向へと動かざるを得なかったため、裁判官と裁判所職員がそうした技術の利用方法を直ちに学び、通常時であれば執務方法を変更する際に生じたであろう文化的な抵抗感を克服せざるを得なくなりました。
- 4.3 最高裁判所ではデジタル技術の活用を現在も進めています。既に説明したように、最高裁判所では現在、書面の提出及び訴訟管理のプロセスをデジタル化する計画に取り組んでいます。そのねらいは、上訴に関係する記録ファイルや判決の草案を含む文書の提出、保管、整理、共有のための既存のクラウドベースのシステムを、最高裁判所の利用者関係管理システムに統合し、上訴に関するあらゆる情報と裁判所の利用者とのやり取りを一つのシステムにまとめることにあります。これにより、情報の保存と検索が容易になり、重複が避けられ、人的ミスが生ずる可能性を引き下げることができます。
- 4.4 枢密院司法委員会 (Judicial Committee of the Privy Council) (その常任裁判官は最高裁判所判事が務めている) を利用する英国国外の法域からの上訴については、オンライン審理を引き続き利用できます⁸¹。最高裁判所では、そのウェブサイトを通じて訴訟に関係する最も重要な主張書面を公開し、審理のライブ配信と並行して閲覧できるようにする案も検討しています。ジャーナリストや市民は現在、裁判所に提出された主張書面、判例、その他の書面に自動的にアクセスできる訳ではありません⁸²。その分、こうした皆

⁷⁹ Richard Susskind, *Online Courts and the Future of Justice* (Oxford University Press, 2019), p. 13.

⁸⁰ 概要については、Lord Hodge, “Covid, continuity and change: the courts’ response to the pandemic”, British Irish Commercial Bar Association Annual Law Forum, 5 November 2020 ([BICBA Annual Law Forum lecture 11.20.pdf](#) ([supremecourt.uk](#))で確認できる) を参照。

⁸¹ 枢密院司法委員会の詳細については、[Role of the JCPC - Judicial Committee of the Privy Council \(JCPC\)](#)を参照。

⁸² 最高裁判所規則39(3)に規定されるように、報道機関又は市民は、レジストラ (Registrar) に申請することで、裁

さんにとって、訴訟手続を追い、理解するのがより難しくなっている可能性があるため、少数の事件について、主要な主張書面をオンラインで試験的に公開しました⁸³。そのための技術は既に存在するものの、データ保護や秘密保持に関する要件を確実に遵守するには慎重な取扱いが必要とされます。最高裁判所では、これらの問題に取り組み、将来的に主張書面を日常的に公開できないかを判断したいと考えています。

4.5 また、イングランド及びウェールズの下級裁判所や審判所（tribunal）のデジタル化もこの数年で大幅に進展しました⁸⁴。このプログラムのねらいは、「紙媒体ベースのサービスをデジタル化し、管理プロセスを一元化することで裁判所と審判所を近代化し、それにより運営コストを削減しつつ効率と司法へのアクセスを向上させる」ことです⁸⁵。これまでに実現した改革には、少額訴訟を解決するための試験的なオンラインプロセス⁸⁶や、検認申請、離婚申請、一定の民事損害賠償請求などを提出するための新たなデジタルシステムの導入が含まれます。オンラインでの手続全般に関するルールの策定を監督し、それにより民事、家事、審判所などの裁判管轄全域にわたる一貫性を確保するために、技術に関する専門家も参加する新たなオンライン手続規則委員会（Online Procedure Rules Committee）が2023年6月に発足しました⁸⁷。

4.6 オンライン民事金銭請求サービスは、裁判所に試験的に導入された最初のデジタルサービスの一つです。このサービスは、訴訟当事者が、2万5,000ポンド（当事者に法律家の代理人がいない場合は1万ポンド）までの比較的少額の請求を迅速かつ容易に解決するためのもので⁸⁸、「一般の個人や小規模企業にとっての司法への適切なアクセスが欠けている」という2016年の調査結果を踏まえたものです⁸⁹。このサービスを導入した2018年3月以降、オンラインサービスを利用して提出された請求の件数は44万5,000件を超えています⁹⁰。このサービスは、当事者が積極的にオプトアウトしない限り、関連する無料の

判所が保管するあらゆる文書を閲覧できる可能性がある。レジストラは、営利上の秘密保持、国家安全保障又は公共の利益を理由にこの申請を拒否する場合がある。2009年最高裁判所手数料令（Supreme Court Fees Order 2009）に基づき、規則39に基づく文書閲覧申請には350ポンドの手数料がかかる。文書のハードコピーを追加で請求する際には追加料金がかかる。

⁸³ *R (Miller) v The Prime Minister* [2019] UKSC 41及び*Chandler v The State No 2 (Trinidad and Tobago)* [2022] UKPC 19。 [R \(on the application of Miller\) \(Appellant\) v The Prime Minister \(Respondent\) - The Supreme Court](#)及び[Chandler \(Appellant\) v The State \(Respondent\) No 2 \(Trinidad and Tobago\) - Judicial Committee of the Privy Council \(jcpc.uk\)](#)を参照。

⁸⁴ [The HMCTS Reform Programme - GOV.UK \(www.gov.uk\)](#)<https://www.gov.uk/guidance/the-hmcts-reform-programme>

⁸⁵ House of Commons, Committee of Public Accounts, “Progress on the courts and tribunals reform programme” HC 1002 (30 June 2023), p. 3、[Progress on the courts and tribunals reform programme \(parliament.uk\)](#)で確認できる。

⁸⁶ [Make a court claim for money: Make a claim - GOV.UK \(www.gov.uk\)](#)

⁸⁷ 2022年司法審査及び裁判所法（Judicial Review and Courts Act 2022）第22条から第24条までに従って設置された。詳しくは[New Online Procedure Rule Committee launched - GOV.UK \(www.gov.uk\)](#)を参照。

⁸⁸ CPR実施細則51R、第2.1項(6)、[PRACTICE DIRECTION 51R – ONLINE CIVIL MONEY CLAIMS PILOT \(justice.gov.uk\)](#)で確認できる。

⁸⁹ Briggs LJ, *Civil Courts Structure Review: Final Report* (July 2016), para 12.4、[civil-courts-structure-review-final-report-jul-16-final-1.pdf \(judiciary.uk\)](#)で確認できる。

⁹⁰ [Fact sheet: Online Civil Money Claims - GOV.UK \(www.gov.uk\)](#)

オンライン調停サービスを当事者に自動的にあっせんすることで、答弁がなされた請求の和解を促進しています⁹¹。2023年に調停期日が指定された7,105件中48%以上で請求が和解に至り、それにより法廷審理を行う必要性が軽減されました。また、このオンラインサービスは、訴額が1,000ポンドまでの答弁がなされた請求に関し、法的助言者が訴訟管理に関する指示を行えるようにすることで、裁判官の時間を節約することも目指しています⁹²。その結果、それまでよりも請求を迅速に処理できるようになりました⁹³。

- 4.7 次の大きな変化は、AIの導入によりもたらされる可能性が高いと思います。私が説明した新たなデジタル裁判システムは、AIの「アーキテクチャー」形式と呼ばれるもの⁹⁴、換言すればルールベースのシステム又はアルゴリズムを利用したもので、「デシジョンツリー（decision tree）」型のソフトウェアとフローチャートを使ってタスクを実行するようにプログラミングできるものです。一つの分岐を選択すると、次の分岐へと向かい、最終的な結論へと至るというものです。この種のAIは、ウェストロー（Westlaw）やレクシスネクシス（LexisNexis）などのリーガルリサーチ・プラットフォームに長年にわたって組み込まれてきたため、弁護士や裁判官は、この種のAIに既にある程度なじんでいます。他の法制度、例えば米国では、再犯のリスクに関する指針として、ひいては量刑をする裁判官の補助として、他の潜在的な用途も試されてきました。
- 4.8 この種のプログラムの強みは、コンピュータ技術全般の強み、つまり効率性と一貫性です。これらはどの法制度でも追求されている重要な目標ではあるものの、それだけではありません。この比較的基本的なレベルでも、コンピュータプログラムを利用することは、幾つかの重要な問題を提起します。一つは、私たちがアルゴリズムを理解し、アルゴリズム又はアルゴリズムによって処理されるデータに組み込まれている可能性のあるバイアスを察知できるかどうかです。しかしながら、秘密保持は、大半のAIプログラムの開発につきまとう問題です。これには当然、営業上の秘密保持という正当と思われる理由があるものの、その結果、司法の利用者、当事者、市民にとって、アルゴリズムが結論を導くための道筋が不透明になってしまいます。この点は、リーガルリサーチツールを使っている分には大きな問題ではないかもしれないものの、犯罪者の量刑を決めるために再犯を予測する場合には問題です⁹⁵。

⁹¹ CPR実施細則51R、セクション6。

⁹² CPR実施細則51R、セクション20。

⁹³ 上記注89を参照。ファクトシート（Fact Sheet）の第3項は、2023年10月17日現在、「オンライン化することで、受領から最初の審理までの期間が53週間から44週間に短縮され、受理から平均して24暦日で和解合意が成立するようになった」と報告する。

⁹⁴ 上記Richard Susskind, note 79, p. 264。批評家の中には、この種のアルゴリズム分析をAIとは認めない人々も存在する。例えばLord Sales, “Algorithms, Artificial Intelligence and the Law” (2020) 25 Judicial Review 46 at 47を参照。

⁹⁵ 同様の理由で、貴族院司法内務委員会（House of Lords Justice and Home Affairs Committee）は次のように勧告している。「技術製品の製作者に対し、ツールそれ自体に説明可能性を組み込むよう求めるべきである。ツールのインターフェイスは、ユーザーエクスペリエンスを助けるような形で設計するべきである。すなわち、出力を解釈する

- 4.9 バイアスが潜む可能性に加え、人間よりも誤りが少ないとはいえ、コンピュータにより生成された判断が無謬である保証はありません。アルゴリズムが結論を導くための道筋が分からないとなると、私たちが結果を検証する能力を獲得しない限り、特定の事件に関する結論が正しいかどうかを実証できない危険性があります。刑事事件における量刑を勧告するプログラムを例にとれば、それが常用されるようになると、それと並行し、プログラムとの比較対象になるような人間の裁判官による量刑の仕組みがなくなってしまいう危険性があります。そうすると、私たちは、計算を電卓に頼るようになった結果、入力ミスで間違った結果が表示されても気づけない子供たち、さもなければカーナビに頼るようになった結果、地図をうまく読めなくなってしまったドライバーたちと同じような状況に陥る危険性があります。
- 4.10 英国の裁判制度では、「機械学習」を実行できるような、より高度な形態のAIをまだ利用していません。機械学習は、人間による介入が限定されているか、全く存在しない形で自動的に動作するアルゴリズムを使い、大量のデータのパターンから「学習」できるシステムを利用しています。したがって、この種のAIは、評価プロセスを通じて選択を行い、結果を「予測」し、場合によっては利用者からの出力要求に応じてテキストなどの新たなコンテンツを生成することができます⁹⁶。
- 4.11 英国の法律専門家は、より高度な形式のAIを既に活用しています。例えば、文書の内容を確認し、証拠開示目的と最も関連性の高い文書を特定するための予測コーディング・ソフトウェアが利用されています⁹⁷。また、AIは、契約書を作成し、その内容をチェックする際の補助としても活用されています⁹⁸。また、裁判官も、裁判所における効率性を高め、司法へのアクセスを改善することを目的としたAIの利用法に積極的な関心を示しています。欧州評議会の人工知能委員会が認識しているように、「人工知能システムの設計、開発、利用によって、人権と基本的自由、民主主義と法の支配を保護し、促進する画期的な機会が得られるかもしれません」⁹⁹。しかし、AIにはリスクと課題も伴い、その利点を十分に活かすには、そうした要素を慎重に管理しなければなりません。

ために必要な情報と、その出力により提供される確実性の度合いを示す情報をインターフェイスに実装するべきである。説明すべき詳細は状況に応じて異なる。そのツールは、そうした状況の違いを反映でき、利用者が結果を吟味し、それに異議を唱えることを奨励するようなものとすべきである」。House of Lords Justice and Home Affairs Committee, "Technology rules? The advent of new technologies in the justice system" 30 March 2022の第155項 ([Technology Rules? The advent of new technologies in the justice system \(parliament.uk\)](#)で確認できる) を参照。

⁹⁶ Adrian Zuckerman, "Artificial Intelligence - Implications for the Legal Profession, Adversarial Process and Rule of Law (2020) 136 LQR 427 at 430-431及び上記Richard Susskind, note 79, pp. 265-266を参照。

⁹⁷ 例えば、[Thomson Reuters Document Intelligence: Get answers in minutes | Legal Solutions UK | Thomson Reuters](#)を参照。

⁹⁸ 例えば、[Robin AI - We Make Contracts Simple & Fast With AI](#)を参照。

⁹⁹ Council of Europe, Committee on Artificial Intelligence, "Consolidated Working Draft of the Framework Convention on Artificial Intelligence, Human Rights, Democracy and the Rule of Law", 7 July 2023, [1680abde66 \(coe.int\)](#)で確認できる。

- 4.12 最も根本的な問題は、恐らく、たとえ人為的なミスや一貫性のなさが伴うとしても、人間による意思決定プロセスそれ自体に価値があるのかというものです。つまり、裁判官の判断において、結果だけが重要なのか、それとも、その結果に至る過程そのものが重要なのか、ということです。私は、社会が、例えば透明性、説明責任、正統性の観点から、裁判所における人間による意思決定プロセスに大きな価値を認めている点にほぼ疑う余地はないと思います。少なくともコモンローのような先例に基づく制度のもとでの裁判官は、法の形成に創造性が果たす役割の重要性、また、柔軟性と裁量の余地を認めることで一般原則を適用することによる不正義が生じることを防ぎ又は軽減することの重要性も認識しているだろうと思います。問題は、これらの要素よりも効率性、一貫性、そして恐らくは経済性が優先されて良い状況は何かということなのかもしれません。
- 4.13 では、この問題は、口頭審理にとって何を意味するのでしょうか。この問いは博士論文のテーマにさえなり得るものの、ここで特に注目したいポイントが4点あります。
- 4.14 第一点は、AIが法的助言に革命をもたらす可能性です。AIというツールは、訴訟の結果を事前に予測するその能力をますます高めています。例えば、英国と米国の研究者によって開発されたAI方式を使えば、欧州人権裁判所の判決を79%の精度で予測できます¹⁰⁰。スタンフォード大学のコンピュータ科学者により開発され、その後レクシスネクシス (LexisNexis) に買収されたレックス・マキナ (Lex Machina) ¹⁰¹は、「米国の特許訴訟の勝訴率を人間の特許弁護士よりも正確に予測する」と言われています¹⁰²。これらのAIモデルへのアクセスとその信頼性が増すにつれ、当事者はデータ主導型の分析を用いて自己の訴えの結果を予測し、訴訟に備えることになります。ただし、こうした分析が人間による法的助言に置き代わるのではなく、これを補完するのが望ましいと思います。法的分析が手軽に利用しやすくなると、当事者が訴訟の結果を事前に知る（又は知っていると考え）ため、裁判所まで来る前に解決される訴えの数が増え、それにより審理を行う必要性が低下する可能性があります。これには正義が実現される可能性と正義が損なわれる危険性の両面があります。一方で、事実審理に時間と費用をかける前に請求が和解に到達するという利点があります。しかし他方では、アルゴリズムが既存の判例法に基づいて勝訴率を予測することにより、勝訴の見込みのある訴えや、相反する法源が存在し、したがって上級審の判断が必要な法律上の論点を提起する訴えであるにもか

¹⁰⁰ Nikolaos Aletras, Dimitrios Tsarapatsanis, Daniel Preoțiuc-Pietro, Vasileios Lamos “Predicting judicial decisions of the European Court of Human Rights: a Natural Language Processing perspective” (2016) PeerJ Computer Science 2:e93、[Predicting judicial decisions of the European Court of Human Rights: a Natural Language Processing perspective \[PeerJ\]](#)で確認できる。

¹⁰¹ [Legal Analytics by Lex Machina](#)

¹⁰² 上記Richard Susskind, note 79, p. 282

かわらず、それを追求する当事者らの意欲がそがれかねないリスクも存在します。

4.15 第二点として、準備書面や提出物の作成を補助するために既にAIが利用されているものの、その結果はまちまちです。例えば、本年初めに、イングランドで審理された民事の本人訴訟において、訴訟当事者がChatGPTから得た回答に基づく書面を提出しました¹⁰³。この当事者は、4つの判例を引用したものの、その内容を精査したところ、1つの事件名が完全に架空のものであったことが判明しました。他の3つは実在の事件であったものの、引用された、一見本物らしく見えた段落が、実は創作されたものでした。生成系AIについては、この種の「幻影」が生成されるリスクが知られています。このような現象が発生するのは、ChatGPTのようなボットが、法的な立論を行うのではなく、大量のデータのパターン分析により文中の次の単語を予測することで文章を生成しているからです。つまり、これらのボットは、基本的には、携帯電話の電子メール又はSMSで次の単語を提案する機能の強化版に過ぎません。カナダでは、2つの裁判所が訴訟におけるボットの利用に対応し、実施細則により、提出物の作成にAIを利用した当事者に対し、そのことを裁判所に知らせ、AIの利用方法を記載するよう義務付けました¹⁰⁴。しかし、私の考えでは、「AIは有望なツールではあるものの、人間の責任や監督に代わり得るものではない」点を強調するバリスタ水準評議会（Bar Standards Board）の考え方の方が優れていると思います¹⁰⁵。米国では、DoNotPayという企業の最高経営責任者が、連邦最高裁判所への上訴手続において、DoNotPayのAI「弁護士」が生成したものと一字一句同じ内容の書面を提出することに同意した人間の弁護士に対し100万米ドルを支払うと申し出ました¹⁰⁶。まだ応募者がいないことは意外ではありません。利用できるAIの品質がどのようなものであれ、弁護士は、裁判所と依頼人に対するその中核的な義務に基づき、調査、弁論及び代理についての責任を免れないのです。

4.16 第三点は、事件管理に関するものです。イングランドの上位裁判官であるジフリー・ヴォス（Geoffrey Vos）卿は、いずれはAIが、期限を数日間延長する決定などの「極めて軽微な決定」¹⁰⁷を行うために活用されるようになることへの期待を表明しています。彼はまた、オンライン民事金銭請求サービスに組み込まれているような統合された調停プロ

¹⁰³ [LiP presents false citations to court after asking ChatGPT | News | Law Gazette](#)

¹⁰⁴ Court of King’s Bench of Manitoba, “Practice Direction: Use of Artificial Intelligence in Court Submissions” issued on 23 June 2023 ([practice direction - use of artificial intelligence in court submissions.pdf \(manitobacourts.mb.ca\)](#); [Practice Direction General – 29](#)で確認できる) 及びSupreme Court of Yukon, “Practice Direction 29: Use of Artificial Intelligence Tools”, issued on 26 June 2023 ([yukoncourts.ca/sites/default/files/2023-06/GENERAL-29 Use of AI.pdf](#)で確認できる)。

¹⁰⁵ Bar Standards Board, “ChatGPT in the Courts: Safely and Effectively Navigating AI in Legal Practice”, October 2023, [ChatGPT in the Courts: Safely and Effectively Navigating AI in Legal Practice \(barstandardsboard.org.uk\)](#)で確認できる。

¹⁰⁶ Joshua Browder on X: “DoNotPay will pay any lawyer or person \$1,000,000 with an upcoming case in front of the United States Supreme Court to wear AirPods and let our robot lawyer argue the case by repeating exactly what it says. (1/2)” / X ([twitter.com](#))

¹⁰⁷ Sir Geoffrey Vos MR, para 42, [The Future for Dispute Resolution: Horizon Scanning \(judiciary.uk\)](#)で確認できる。

セスが、「AIによって運営することが可能であり、また、紛争解決のための論理的な提案を当事者が日常的に受けることができるように、そうすべきである」と提案しています¹⁰⁸。これは、いかなる形式の口頭審理も必要とせず、訴訟を自ら解決できる訴訟当事者を増やす助けになる可能性があります。

- 4.17 サイトを利用する買手と売手との間の紛争を解決するデジタル民間紛争解決メカニズムを利用しているeBay、Amazon、Airbnb、Uberなど民間セクターの企業が、この種のAIベースの事件管理を既に活用しています。これらのプラットフォームにおける取引の大半は比較的少額の取引であるため、そうした取引から生ずる紛争を法廷で解決することは割に合わないケースがほとんどです。それと同時に、「買手と売手がそのプラットフォームを信頼するためには、信頼性の高い紛争解決システムが不可欠なのです」¹⁰⁹。eBayの場合、そのために2段階のプロセスを採用しています。紛争の当事者は一連のオンラインフォームを通じて誘導され、大半のケースで和解が成立します。しかしながら、当事者が合意に達しない10%程度のケースでは、人間の調停者に不服を申し立てることができます。eBayのシステムにより現在、年間6,000万件以上の紛争が解決されており、その数は民事裁判所が現在処理できる件数をはるかに超えています。その90%以上は人間が介入することなく一種のAIによって処理されています¹¹⁰。
- 4.18 民事裁判所をeBay方式の紛争解決に置き換えることを提案しているわけではありません。しかし、それと同時に、裁判所は、余りにも多くの人々にとって手の届かないところにあることを実感して、自らへのアクセスを改善するためにさらに努力する必要があります¹¹¹。AIによって補完されるデジタル形式の事件管理が、その解決策の一つになる可能性があります。その場合、自分たちの訴えが聞き届けられ、敬意を払われていると訴訟当事者が感じることを確保するために、利用しやすい方法で、かつ、訴訟当事者にとって参加しやすい方法で、サービスを設計することが課題となります¹¹²。このため、最高裁判所の新たなデジタルサービスは、裁判所の利用者や利害関係者と緊密に連携して開発を進めており、利用者や利害関係者から得たフィードバックを取り入れています。効率的かつ効果的に機能するかどうかをシステムの導入前に確認するため、利用者に現在、新システムのテストに参加してもらっています。

¹⁰⁸ Ibid.

¹⁰⁹ Frederick Wilmot-Smith, “Justice eBay Style”, London Review of Books, Vol 41 No 18, 26 September 2019, [Frederick Wilmot-Smith · Justice eBay Style \(lrb.co.uk\)](https://www.lrb.co.uk)で確認できる。

¹¹⁰ Ibid.

¹¹¹ 上記Richard Susskind, note 79, Ch 2を参照。

¹¹² 利用者のニーズが満たされない場合に生ずる問題の幾つかについては、Law Society, “Online court services: Delivering a more efficient digital justice system”, October 2023 ([Online court services: delivering a more efficient digital justice system | The Law Society](https://www.lawsociety.org.uk/topics/research/online-court-services)で確認できる)を参照。 <https://www.lawsociety.org.uk/topics/research/online-court-services>

- 4.19 最高裁判所では現在、裁判官だけでなく、弁護士、メディア、市民にとっても役に立つ口頭審理の記録を作成するためにAIを試験運用中です¹¹³。欧州の他の裁判所は、文書内の法の引用を法律データベースとリンクさせ¹¹⁴、判決を匿名化させ¹¹⁵、上訴を適切な法廷に直接送信し¹¹⁶、争点に関連する訴訟を検索し、判決の要約と報道発表を作成するためにAIを利用しています¹¹⁷。
- 4.20 最後に、AI裁判官が登場する可能性について話したいと思います。例えば高等法院などの裁判官が行っている複雑な事実認定及び法的評価を果たしてAIが肩代わりできるようになるのかどうかをめぐって多くの議論があります。しかし、技術は常に進歩し続けています。すると、原則論として、私たちの訴訟について判断を下すことをAIに許すべきか、許すとすればどの訴訟について許すのか、を問題にした方が有益だと思います¹¹⁸。私は、裁判との関係では、判断の結論とは別に、人間による判断プロセスそれ自体に価値があると示唆してきました。それと同時に、AIに判断させることにより、効率性や一貫性などの他の価値を高めることができる可能性があります。したがって、AIは、機会と脅威の両方をもたらす可能性があります。そこで、問題は、その機会を活用し、その脅威を最小限に抑えることができるかどうか、なのかもしれません。
- 4.21 現時点では、「ロボット裁判官」を利用した場合のバイアス、透明性、並びに社会的、倫理的及び人権への影響に懸念が残ります。弁護士、裁判官、学者、政治家は、これらの懸念に真剣に向き合うことで、AIが司法制度になり代わるのではなく、それを強化する方向で利用されることを確実にすべきです。AIの開発が急ピッチで進んでいる点に留意する必要があります。今後、開発のテンポが速くなり過ぎ、私たちの順応能力が追いつかなくなるリスクがあります。

5. 結論

- 5.1 スクルージは、過去のクリスマス、現在のクリスマス、そして未来のクリスマスの精霊たちによる訪問を受けた後、人が変わったようにクリスマスを受け入れるようになり、こう宣言します。「私は過去にも、現在にも、未来にも（心を入れ代えて）生きるつもりです。3人の精霊方は皆私の心の中にあって力を入れて下さいましょう。皆様の教えて下さった教訓を閉め出すような真似はいたしません」。口頭審理の過去、現在、未来を概観する中で私に心に刻みこまれた教訓は、社会状況の大きな変化にもかかわらず、

¹¹³ こうしたことはスペインでも行われている。審理の記録に含まれる誤記の数が余りに多いためにまだ公開できないものの、時間の経過に伴って改善される見込みである。

¹¹⁴ オーストリア。

¹¹⁵ オーストリア、フランス、ハンガリー、スロベニア。

¹¹⁶ フランス。

¹¹⁷ 欧州連合司法裁判所。

¹¹⁸ 上記Richard Susskind, note 79, pp. 290-292を参照。

英国人の基本的価値観の継続性が反映される形で、口頭審理が、英国における法の支配を堅持する上で継続的に果たしてきた役割の大きさでした。法哲学者のロン・フラー（Lon Fuller）が指摘したように、法の支配は、「人間というものがルールを理解してそれに従うことができ、その不履行に責任を負い得る責任ある主体であるか、そうなり得るという考え方に責任をもつことが必要とされ」ます¹¹⁹。口頭審理は、自分たちの主張に耳を傾けてくれる裁判官に直接訴える機会を国民に与えることで、国民がそうした責任について理解し感じる、助けになり得ます。

- 5.2 日本の裁判所は異なる憲法及び法文化のもとで運営されているため、口頭審理の特徴に関する私の説明をどこまで日本の法文化に移植できるか、あるいは移植すべきかについて、皆さんがご自身の見解を持つのは当然です。しかし、デジタル化とAIによってもたらされる効率性や機会が日本と英国で認識され始める中であって、今後も司法へのアクセスを拡大し、法の支配を守っていく取り組みの中で、理念を共有し、相互に学び合える機会を得たことに感謝しています。

¹¹⁹ 上記Lon Fuller, note 73, p 162。

英国の裁判所における口頭審理：過去・現在・未来 質疑応答

【研究員A】

日本でも、一部オンラインでの口頭審理が取り入れられておりますけれども、オンラインのほうが対面に比べて口頭審理がしづらいと思っております。

具体的には、裁判官としましては、画面の向こう側にいる弁護士のボディランゲージですとか、言葉以外の雰囲気を読み取りづらく、適切なアシストができない、弁護士としても、様子がよく分からないので、安全策をとって、あまり口頭では込み入った発言をせずに書面で提出しますとなっていて、口頭での協議がなかなか活発化しないと考えております。

そこでリード長官におかれましては、オンラインでの口頭審理をより活発化させることについての工夫でありますとか、ご助言をいただけたらと思います。

【講師】

私たちも皆さんと同じような経験をしています。オンライン審理には二つのデメリットがあることがわかりました。一つは単純に技術的な問題で、時折、技術的な故障が生じるということです。これは大抵、弁護士の事務所の設備に問題が生じて起こります。そういった場合、審理をライブ配信していますので、裁判所としては特に決まりの悪い思いをします。そういった故障があると、テレビのニュースでも取り上げられることになります。私が裁判長を務めているときは、少しそのように感じます。

もう一つの問題は、日本の皆さんが抱えている問題と同じですが、法廷で行われる対面審理に比べて、裁判官と弁護士の間でのやり取り、また、裁判官同士のやり取りが少ないことです。この問題は、技術に内在するものだと思います。

二人同時に話すことができないということもあって、また、私たちが誰かと実際に会話しているときに、互いの話を遮らないようにするために捉えている合図を見ることができないので、自然に対話することがはるかに難しくなります。つまり、私たちは会話の中でいつ話し出すかを判断するとき、他の人のボディランゲージを観察しているのです。画面上ではそれを見逃してしまうわけです。また、質問をするときには、画面上にハンドシグナルを出して質問する意思表示をする必要があります。そのために、質問することに対するハードルが上がり、質問自体も、自然な受け答えというよりは、ちょっとしたスピーチのようになってしまっていることも問題です。

そうはいつても、私たちの経験としては、例えば、カリブ海諸国やインド洋、太平洋諸島から持ち込まれる枢密院で扱われる事案などにおいては、関係者をロンドンまで出向させるのではなく、オンラインで審理を行うことが有益な状況があり、そのような状況においては、オンライン審理を利用することにしています。もっとも、オンラインにすることで審理は自然な対

話というよりも、スピーチの連続となってしまいます。これは技術に内在する問題だと思えます。

【研究員B】

民事訴訟において、口頭審理の充実のために、裁判官が期日および期日前の準備において留意すべきポイントは何かでしょうか。

【講師】

口頭審理を効果的なものにするために裁判官が取ることのできる方法はいくつかあると思います。まず、審理の前にケースマネジメントを行って、あらかじめ重要な争点が確実に特定されるようにし、誰にとっても審理の範囲がどのようなものになるかが分かるようにすることが非常に大切です。この理由もあって、最高裁判所において、当事者は、下級審で確定された関連事実に合意し、法廷で判断されるべき争点が何かについて合意していることが求められます。

次に、審理前の裁判官の準備です。英国の制度では、当事者の主張書面、下級審の判決、審理に先立ち特に重要と思われる文書や判例に目を通し、当事者の主張に対する質問を想定して法廷に臨むようにしています。まだ聴いていない書面上の主張だけに心を向けるのではなく、説得に耳を傾けなければなりません。しかし、全く何の考えも持たないのであってもなりません。私たちには思考というものがありますし、そうした思考を用いて審理を指揮することで、できるだけ早く事件の核心に辿り着くことができるのです。

審理の最中にも、私たちはさまざまな理由からいくつかの方法で介入します。

その一つは、弁護士に自己の主張の法的な問題点に注目させるようにして、主張書面の中身がいかに生煮えのものであってもそれを受け入れるのではなく、むしろ主張を研ぎ澄まされたものに整理するのです。私たちは、弁護士が元の主張を発展させ、自己の主張の問題点に対処するように促すのです。

さらにその次には、主張が繰り返しにならないことを確保します。私たちは介入します。遠回しに指摘してもよいですし、必要であれば、もう少しはっきりと指摘してもよいのです。例えば、弁護士に対して、繰り返してもその主張は説得力が増すものとはならないと伝えるのです。そして、次に進むよう伝えてもよいでしょう。あなたの言いたいことはわかりましたので、次の論点に進んでくださいと。このように、私たちは時間を有効に使うようにしていますが、弁護士にも大いに助けられていると思います。

また、英国では、裁判官は、そのほとんどが元バリスタ（法廷弁護士）であり、そのほとんどが法曹学院（Inns of Court）と呼ばれる同じ専門職組織の構成員であることも、役立っているかもしれません。例えば、私は、自分の所属する法曹学院の運営組織の構成員です。つまり、バリスタと裁判官の間にはある程度の同僚意識があると思いますし、適切な敬意が払われなければ懲戒処分が下される可能性もあり、こうしたこと全てが、審理を最大限活用するためにバ

リスタと裁判官が協力することに貢献しているのです。

【研究員C】

二つご質問させていただきたいと思います。一つは、電子提出システムについてです。日本では1、2年後ぐらいに新たな電子提出システムを開始しようとしています。そこで、すでに電子提出システムを導入している国として、電子書類は口頭弁論に役立っているのかどうか、また、英国の裁判制度でこういった役割を果たしているのか、お伺いしたいと思います。最高裁の裁判官の多くがノートパソコンを裁判官席にも持ち込んでいるということですが、それによって事案への取り組み方は何か変わりましたでしょうか。

二つ目の質問は別の質問になりまして、口頭弁論は、下級審の裁判所が事件の争点を決定し、判断する際にも役立つかどうかというものです。通常、最高裁の訴訟では、判断対象となる争点はすでに決まっています。しかし日本では、訴訟手続きの早い段階の下級審で口頭弁論を活用して、争点を決定しようとしています。英国では、それは対審構造の制度、すなわち当事者に委ねられることが多いのでしょうか、あるいは裁判官がそうしたプロセスに積極的に関与しようとするのでしょうか。

【講師】

一つ目のご質問ですが、電子文書の利用により、私たちの仕事の仕方は変わりました。日本と同じかはわかりませんが、コモンローの制度においては、最高裁判所、私たちの下位にある控訴院でも、また英国の制度のどの裁判所でもそうだと思いますが、複雑な事案を扱う場合、かなりの量の文書が作成されることになります。最高裁判所では、これらの文書は通常は法源となります。コモンローの制度では、法源の中に法を見いだすのですから。

そのため、一般的な例として、ルワンダ事件では、4,000ページほどだったと思いますが、法律的により複雑な大事件では、法源が8,000ページになることもあります。これは紙にすると、膨大な量になります。そのため、私たちが紙で仕事をしていた時代には、紙の文書が置かれていたのは裁判所の建物だったので裁判所内で仕事をする必要がありました。ロンドンでは、例えば駐車スペースがないため、車を持ち込むのがとても難しかったので、裁判所内で仕事をしなければならず、また書籍も裁判所の図書館にありました。法廷に座しているときには、各裁判官の横に本棚があり、その本棚は書類であふれていました。

最初の段階ではメモリースティックを持ち歩いていました。今はメモリースティックさえ持ち歩いていません。すべてクラウドストレージに保存されているので、どこにいてもすべてにアクセスすることができます。また、例えばここ日本でも、携帯電話をモバイルホットスポットとして使用し、ノートパソコンにつながっているので、ここから1マイル離れたホテルの部屋でも、ロンドンで審理した担当事件に関する業務を行うことができます。つまり、どこで仕事をするかという点では、手続き全体がはるかに柔軟になっており、裁判所の建物内にいる必

要のある審理や会議がない日は、以前よりも在宅で仕事をする人が増えています。

裁判所にいるときは、ノートパソコンを使用しています。ほとんどの人がセカンドディスプレイを持っていて、ノートパソコンで文章を書き、セカンドディスプレイで文書を閲覧します。パンデミック中にロックダウンがあったときには、これが私たちの持っていた全てでした。ロックダウンの終了後、私たちは、常に参照するような幾つかの必須文書のハードコピーを利用することにしました。そこで、事件の最も重要な文書を概ね100ページほどにまとめた小さな記録ファイルを利用しています。紙を使っているのはそれだけです。皆、驚くほど早くそのようなやり方に慣れてきました。もしかしてと思ってはいましたが、私は長官になりました。ロックダウンの2か月前のことでした。私の目標としたことの一つは電子処理に向けて取り組むことでした。何年もかかると思っていました。実際には、ロックダウンが始まって1週間もせずに実現されました。

二つ目のご質問の、下級審で争点を特定するためにケースマネジメントを有効に活用することについてですが、現在、英国では十分に確立されています。これは最初に商事事件で導入されました。次に、人身傷害事件に拡張され、その後民事訴訟全般に拡張されたと思います。今では、訴えが提起されるとすぐにケースマネジメント審理期日が行われるのが当然となっており、その審理で裁判官が果たす重要な役割の一つは、弁護士との協議を通じて、裁判所による判断が必要な中心的争点が何かを特定することです。この特定を行う際には、裁判所は、事案のすべての争点に判断を示す必要はないかもしれないと考えていることも多いです。例えば、損害賠償請求であれば、当事者の間で賠償責任の有無をめぐって争いがあり、これは裁判官が解決する必要があるかもしれませんが、しかし、損害賠償額の算定については合意できるかもしれず、その場合には裁判所が決定する必要はありません。あるいは、賠償責任の有無は争点ではなく、争点となるのが損害賠償額の算定という場合もあるでしょう。そのため、裁判所は柔軟であり、弁護士との協議を通じて、裁判所の判断対象となる実質的な争点は何か、どうすればその争点について最も効率的に判断できるのかを突き止めようとします。

【研究員D】

デジタル化の障害を乗り越えるためのアイデアやコツについてお伺いしたいと思います。新しい技術を取り入れ、活用することで、裁判運営を合理化したり、効率化することは確かに可能だと思います。しかし、もちろん簡単なことではありません。さきほどおっしゃったように、デジタル化の障害の一つは、おそらく心理的な抵抗感や不安で、非常に多くの裁判官や他の職員が感じていると思われます。パンデミックという状況がデジタル化を促す役目を果たしたかもしれないというのはもちろんそうかもしれませんが、おそらくパンデミックの状況はまもなく終わるでしょう。

英国の裁判所は、長い歴史の中で培われてきた伝統に従っていますが、伝統とイノベーションを組み合わせ、時代の流れや社会の変化に対応してきました。さらに、組織とその伝統を

うまく発展させています。英国がデジタル化をこれほど急速かつ広範に促進してきたことを知り、大変驚きました。

そこで、次に述べる質問について、簡潔にご経験やご意見をお聞かせいただけますか。すなわち、デジタル化を成功させるために、関係者の心理的な抵抗感を克服する鍵は何だったのでしょうか、または何になるのでしょうか。

【講師】

私たちに関しましては、パンデミック中は特別な経験をしました。日本よりもはるかに深刻な医療問題、公衆衛生上の問題が起きました。英国の死者数は日本よりもはるかに多かったのです。そして、その結果、ロックダウンされ、約1年半の間、裁判官は裁判所内で共に働くことや、裁判所内で会議することができませんでした。そのため、私たちは仕事の仕方を変えざるを得ませんでした。最高裁判所は資金が潤沢な裁判所だったため幸運でした。英国の他の多くの裁判所よりも資金が潤沢でした。また、すでにIT化が非常に進んでおり、海外からの控訴の一部ではすでにウェブ会議を利用した審理を行っていました。

しかし、裁判官の中には、あらゆるデジタル技術を何とか避けてきた者もいました。これまでに一度も電子メールを使ったことのない裁判官もいました。彼らはすべてを秘書に印刷してもらっていました。彼らは、適応しなければならないと強く自覚していたと思います。そうしなければ、同僚を失望させ、裁判所を失望させ、自身の公務を果たさないことになる。例えば、Teamsの使い方、電子メールの使い方、Wordを使って判決を起案する方法を学ばなければ、同僚を失望させ、裁判所を失望させ、自身の公務を果たせないことになる。そうしなければ、英国の状況の下において、職務をすることはできなかったでしょう。そこで、私たちは彼らに集中講座を提供したのです。この点で、ここの司法研修所のような機関が重要な役割を果たしたことは明らかでした。彼らは賢い人たちでしたから、非常に早く習得することができました。英国の首相がロックダウンを発表すると、私たちはその3日後には最初のバーチャル審理を行ったのです。そして1週間以内に、すべての裁判官がこのバーチャル審理に出席していたのです。

ということで、非常に特別な事態だったのですが、私がこの経験から得た鍵となるメッセージは、まず、最上席の裁判官が明確なリーダーシップを示すことの重要性です。新しい技術を使うことを実際に拒否することは、どうしても受け入れることのできない選択肢なのだと明確にすることです。新しい仕事のやり方に適応することは、公的な責務の問題なのです。第二に、適切な機器に係る費用は支出する必要があるということです。例えば、まだ持っていない裁判官には、自宅用にプリンターやセカンドディスプレイ、シュレッダーなどを支給し、そのように仕事ができるようにする必要があります。そして第三に、研修とサポートの重要性は計り知れないということです。私は年配の同僚、つまり技術の使い方をただ単に一度も学んだことのなかった年配の同僚に批判的にならないように非常に注意を払いました。この点で彼らを責

めてはいけないのです。そうする代わりに、その使い方を学べるようサポートするのです。私たちは効果的な研修を行っていましたし、先ほど申し上げたように、裁判官は賢い人たちなのです。ですから、適切なサポートと研修を行えば、年配の同僚も習得することができるのです。

【研究員E】

人々の法的アクセスを確保する方法を伺いたいと思います。アクセシビリティを促進するためのある方法が、別の人々にとっては法的プロセスにアクセスすることを躊躇させる方法になるのではないかと懸念しています。例えば、英国の裁判所ではライブ配信を行っており、これにより商事訴訟の当事者の裁判プロセスへの参加は増加するかもしれません。一方、性的虐待を受けた被害者の中には、そのような環境下で訴訟を提起することを躊躇する人もいるかもしれません。英国の裁判所がこのジレンマをどのように克服したのかお聞かせください。

【講師】

ご質問に回答する前に、さきほどの質問についてはもう一つ考えていることがあります。さきほどは触れませんでした、触れておいた方がよかったことの一つは、すぐに応対できるITサポートを用意しておくことが極めて重要だということです。皆様がどのようなご経験をされているかは分かりませんが、コンピュータ機器は独自の意思を持っているようで、明確な理由もなく突然動かなくなることがあります。そして、コンピュータを使い慣れた人でもこうした問題が起こるのであれば、コンピュータを使い慣れない人にはさらに頻繁に問題が起こるので、例えば、週末に裁判所のITエンジニアにすぐに連絡を取れることが重要なのです。私のように、四六時中働いている裁判官ですと、日曜日の夕方に仕事を片付けようとしているのに、サポートが受けられず、コンピュータが動かないという状況は非常に苛立たしくなります。したがって、すぐに利用できるサポートがあることは非常に大事なのです。

それでは、ご質問にお答えします。私たちの目標は審理を一般に公開することであり、ライブ配信は、ただその延長線上にあるだけで、一般の人々のうち、法廷に物理的に出席することが容易ではない人々も審理を見聞きすることができるようにしているものです。ただし、このような方法をとらない部類の事案がいくつかあります。例えば、性犯罪の裁判では、性被害を訴えた者が証言するときには、一般には公開されません。性被害を訴えた者の身元を報道することは法律で禁止されています。民事事件でも同様の問題が生じる可能性があり、例えば、家族法の手続きで性的虐待が申し立てられることが考えられます。一般に、家族法の手続きでは、裁判所は関係者の身元を保護する命令を出しますので、それが報道されることはありません。

公開という一般的な要請よりも優先されるべき要因のある状況にはさまざまなものがあり、国家安全保障の問題を提起する事案や商業上の機密情報が開示される可能性がある特許の事案等があります。最高裁判所では、通常はそのようなことは問題になりません。というのも、私たちは事実には関心がなく、重要なのは法的な問題なので、通常、関係者の氏名を挙げるよう

なことは避けられるからです。しかし、スライドでご覧いただいたルワンダの事案では、難民申請者の請求に対する判断が出ていませんでしたので、最高裁判所において身元を匿名にしました。仮に申立ての内容が真実だとすれば、彼らは危険にさらされる可能性があったからです。そのため、私たちは彼らの身元を匿名にし、彼らを特定するような報道を禁止しました。このように、私たちは柔軟に対応しています。この点で融通が利かないという訳では全くないのです。

国家安全保障上の配慮が問題となる事件の上告がされる見込みですが、最高裁がすべての審理を公開で行うことができるのか否かが問題となりそうです。もし公開することによって国家安全保障に影響が生じ得るのであれば、公開の是非について審理の過程で検討しなければなりません。仮に影響が生じるのだとすれば、裁判を非公開にし、ライブ配信を中止することになると思います。以前一度、イランの核兵器計画に関する訴訟でそうしたことがあります。その時は審理を非公開とし、ライブ配信を中止し、一部の証人尋問を非公開で審理しました。

【研究員F】

そうした状況の中で英国最高裁で行われているデジタル技術の研修制度に非常に興味があります。正直なところ、日本の裁判官の多くはデジタル技術に詳しくありませんので、どういったことを学べばよいのか、どういった研修を行えばよいのか、デジタル技術の専門家とどのように協力すればよいのか、知りたいと思っています。デジタル技術の研修について、もう少し詳しい説明をうかがえればと思います。

【講師】

ご質問に回答するのは、私にとっては簡単ではありません。というのも、私自身が研修を受けたのが大分前のことで、当時は今よりも技術が発展していなかったからです。そして、現在行われている研修に直接携わったこともありません。私が裁判官になったのは25年前で、実務でコンピュータを使用していませんでした。そのため、電子メールの使い方から教わらなければなりません。この司法研修所に相当する英国の機関の研修を受け、確か1週間ほどかけて、電子メールの使い方、コンピュータでの判決文の書き方、ワードの操作方法を習得しました。私がパンデミックが始まるまでに受けた研修はそれが最後で、パンデミックが始まると、特に裁判長を務めることになっていたため、Teamsの使い方を教えてもらわなければならませんでした。Teamsを管理し、その操作方法を理解しなければならなかったのです。たしか、ある午前中に、Teamsに詳しい人に使い方を教えてもらい、リハーサルを行ったのだと思います。各裁判官が自分のオフィスで審理に出席し、適切に意思疎通をすることができ、技術の使い方を分かっていることを確認するために、全裁判官と一緒に模擬審理を行いました。私の経験はこのようなものでした。

現在、私は最高裁判所の年長者の一人ですが、若い裁判官は私よりもITに詳しい人が多いで

す。ですから、通常、彼らには研修は必要ありません。しかし、私の年配の同僚たちに対しては、パンデミックに見舞われたとき、英国の裁判官研修の機関は基礎から研修を始めました。電子メール、携帯電話の使い方、Microsoft Wordの使い方、Teamsの使い方、Zoomの使い方などです。彼らは1週間の実践的な研修コースを受けたと思います。その主な内容は、実際に使ってみたり、判決を書いてみたり、どういった問題が生じたか、どういった問題に遭遇したかを体験したり、電子メールを書いたり、返信してみたりすること等でした。さきほど述べたように、Teamsを使ってリハーサルを行いました。

私には、ご質問にあったような研修に自身が関与しなければならないことはなかったように思いますので、お答えできるのはこれぐらいでしょうか。

【研究員G】

私の質問は、デジタル化が法律専門家の働き方に与える影響についてです。これまでのご回答で触れられている点もありますが、弁護士や裁判官が働く場所に変化はあったのか、仕事に費やす時間に変化はあったのかを教えてください。

【講師】

場所は、そうですね、ある程度の変化がありました。東京については分かりませんが、ロンドンでは移動がとても大変な都市です。私は裁判所から12マイル離れたロンドンの郊外に住んでいます。裁判所まで1時間以上かかります。そのため、審理や会議がない日に自宅で仕事をするのであれば、2時間を節約することができます。これは結構な時間になります。電子文書、電子図書館、電子メールを利用することで、私のような裁判官は、可能なときは自宅で仕事をすることができ、そうすることで時間をより有効に使うことができます。多くの同僚も同じ境遇にありました。ある者はケンブリッジに住み、ある者はオックスフォードに住んでいて、私よりも移動時間が長くなっています。

バリスタも、働き方がやや変わっています。バリスタは、「ビラブル・アワー」と呼ばれる請求可能な時間を基本として働くソリシタ（事務弁護士）から依頼を受けますが、ソリシタは15分単位で依頼人に請求します。そのため、彼らは請求可能な時間を最大化したいので、事務所を離れたがりませんが、これまでは事案についての打ち合わせのためにバリスタの事務所まで出向かなければなりませんでした。今は、オンラインで打ち合わせをするを選びがちで、働く場所は変わったと言えます。

時間については、労働時間に実質的に大きな違いはないと思いますが、費やした時間で以前より多くの仕事をこなしていると思います。戸倉長官と同じ最高裁判所長官として、このことは事務職員に大きな影響を与える可能性があり、将来的にどの業務を人間の職員ではなくAIに任せることができるかを検討する必要があると思います。また、採用にも影響することになるでしょうし、職員の研修にも影響することになるでしょう。例えば、必要とされる裁判官の数

に影響するかどうかを予測するのは難しいです。そうはならないと考えたいですが、明言するにはまだ早すぎると思います。

【研究員H】

本日のご講演にもありましたように、AIによる紛争解決が増加しています。今後も増加すると思われます。そのような時代において裁判官はどのような能力を磨いていくべきか、キーになる能力について教えていただければと思います。

【講師】

現状では、リーガルリサーチ関連を除いて、AIが裁判官に必要なスキルに影響を与えているとは思いません。最高裁判所の裁判官に大きな影響を与えているのは、おそらくリーガルリサーチでしょう。

そこでも、技術が人々の仕事の仕方を歪めているというのは興味深いと思います。日本でも同じかどうかはわかりませんが、英国ではウェストロー（Westlaw）やレクシスネクシス（LexisNexis）で検索すると、最新の結果が最初に表示されます。そのため、この傾向は若い弁護士にも見られ、また学生にもこの傾向が見られます。例えば、学生の模擬裁判を開催すると、学生は下級裁判所の最近の判例を引用します。そして、最高裁判所の古い判例があることに気づきません。学生は表示される結果の最初のページを見ているのです。

ですから、私のような年配の裁判官の役割の一つは、若い弁護士たちに、コンピュータが教えてくれることに完全に依存しないで、ツールのより効果的な使い方を知っておくように改めて認識させることです。もっとも、仮に裁判官が技術の使い方を熟知していれば、今のところ、それが私たちの中核的な役割に影響を及ぼすとは思いません。

特許裁判官で、時々訪日しているイギリス人裁判官が、判決文の一部を起案する際にChatGPTを使用したことを公言したことが大々的に公表され、メディアで大きな注目を集めました。私の同僚でChatGPTを使った人がいるかどうかは知りません。私たちは実験的に試してみました。ある法律問題を尋ねてみたのです。契約法に関する問題について尋ねてみたところ、二つの判例を引用した回答を返してきました。一つは実際の事案でしたが、まったく関係のないものでした。もう一つは、コンピュータが単純に創作した事案でした。その回答では、副長官であるホッジ卿の判決からいくつかの段落を引用していましたが、そのすべてが完全に架空のものでした。ChatGPTの最新モデルは、私たちが試したものよりはるかに信頼できるものだと聞いています。しかし、今のところは、昔ながらの方法で判決文を書いていくことになるでしょう。

[以上]